

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 6 条の規定により、下記事業を特定事業として選定したので、同法第 8 条の規定により、特定事業選定の客観的な評価の結果を公表します。

平成 17 年 2 月 16 日

堺市長 木原 敬介

特定事業（堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業）の選定について

## 1 事業概要

### （1）事業名称

堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業

### （2）対象となる公共施設等の種類

廃棄物処理施設

### （3）公共施設等の管理者

堺市長 木原 敬介

### （4）事業目的

本事業は、下記（5）②に示す処理対象物を安定的、経済的、衛生的かつ安全に処理し、処理過程で発生する溶融固化物及び金属類（以下「溶融固化物等」という。）をできる限り資源化し、また、ごみの持つエネルギーを有効に活用できる資源循環型廃棄物処理施設（以下「本施設」という。）を整備・運営することを目的とする。

### （5）施設の概要

- |         |   |
|---------|---|
| ① 事業用地  | 堺市臨海部（阪神高速湾岸線以西の工業専用地域内）において、応募者が提案する用地 |
| ② 処理対象物 | ア 市が収集し、搬入する一般廃棄物（生活ごみ、粗大ごみ及び事業系ごみ）     |
|         | イ 市以外の者が直接搬入する一般廃棄物（生活ごみ、粗大ごみ及び事業系ごみ）   |
|         | ウ 市が搬入する環境美化ごみ                          |
| ③ 施設規模等 | ア 処理能力 : 450 t / 日以上、年間 14 万 t / 年以上    |
|         | イ 系列数 : 2 炉 2 系列以上                      |
|         | ウ 運転時間 : 24 時間連続                        |

- ④ 施設概要      ア 処理対象物を受け入れ（必要のある場合には前処理を行う。）、  
焼却・溶融処理を行うとともに、発生する溶融固化物等の貯留保管を行う一連の施設  
                    イ 死犬猫焼却炉
- ⑤ 処理方式      応募者の提案により、以下のいずれかの処理方式とする。  
                    ア ストーカ焼却方式+灰溶融方式  
                    イ ガス化溶融方式
- ⑥ 供用開始      平成 23 年 4 月（予定）

## （6）事業内容

本事業は、市と事業契約を締結し、事業を実施する者（以下「選定事業者」という。）が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI 法」という。）に基づき、大阪府環境影響評価条例（平成 10 年条例第 3 号）等で定められた環境影響評価を実施するとともに、本施設の整備等に係る資金の調達を行い、本施設を整備した後、直ちに市に所有権を移転し、供用開始後 20 年間にわたって維持管理及び運営を行う BTO（Build-Transfer-Operate）方式により実施する。

## 2 事業範囲

### （1）選定事業者の業務範囲

選定事業者が実施する主な業務は、以下のとおりとする。

#### ① 事業用地の利用可能性の確保等

選定事業者は、自らが提案した事業用地の利用可能性を確保するものとする。

また、選定事業者は、本事業の実施に伴い必要となる電気、ガス、水道等を確保するものとする。

#### ② 環境影響評価業務

選定事業者は、大阪府環境影響評価条例に従って、方法書作成から事後調査までの環境影響評価に必要な一切の業務を実施する。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 3 項に規定する生活環境に及ぼす影響についての調査を併せて実施するものとする。

なお、通常の行政手続に従って環境影響評価に関わる業務の一部を市が担う必要がある場合には、市の協力を求めることができる。

#### ③ 施設整備業務

選定事業者は、本施設の整備を行うものとする。選定事業者は、自ら本施設の完成検査を行った後、市により本施設の引渡し検査を受け、検査完了後直ちに本施設の所有権を市に移転する。

④ 維持管理業務

選定事業者は、本施設の運営期間中、要求水準書等で定める性能・仕様を満足するよう適正に本施設の維持管理を行うものとする。

また、事業期間終了後も引き続き支障なく本施設が稼働できるよう本施設の維持管理を行うものとする。

⑤ 運営業務

選定事業者は、本施設の運営期間中、本施設に搬入される処理対象物を受け入れ、要求水準書等で定める性能・仕様を満足する適正な処理を行うものとする。

また、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成 5 年条例第 5 号）第 32 条に定める処理手数料の徴収業務を行う。

⑥ その他

ア 選定事業者は、本事業の遂行に必要な許認可取得及び届出等の業務を行うものとする。なお、必要に応じて市も協力を行う。

イ 選定事業者は、環境影響評価並びに本施設の整備、維持管理及び運営に関し、住民に対して適宜説明を行うとともに、必要な措置及び対策を講じるものとする。

ウ 選定事業者は、本施設の省エネルギー化、資源循環及び費用対効果等を踏まえた上で、必要な設備を設置し、本事業の実施により得られる電気エネルギー等を積極的かつ安定的に利活用するものとする。

エ 選定事業者は、その他本事業の遂行に必要な業務を行うものとする。

なお、本施設の解体・処分は、事業期間終了後のしかるべき時期において、市が自らの費用負担において実施するものとし、選定事業者の業務範囲には含まない。

**(2) 市が実施する事項**

市が実施する主な事項は、以下のとおりとする。

① 土地利用契約の締結等

市は、選定事業者の提案する事業用地の所有者との間で、事業に必要な期間、借地契約を締結する。

また、市は、当該所有者と選定事業者との間で、事業期間中の土地の利用等に関する責任等を定めた三者協定を締結する。

なお、土地利用に関する契約の条件については、募集要項等において示す。

② 住民合意の形成

市は、選定事業者の協力を得て本施設の設置や事業実施自体に関する住民合意の形成を行うものとする。

なお、選定事業者は、事業用地の提案者として、市が行う本施設の設置に関する住民合意の形成に協力するものとする。

③ 本事業の実施状況のモニタリング

市は、本事業の実施状況のモニタリングを行う。

④ サービス購入料の支払い

市は、選定事業者が提供するサービスへの対価として、サービス購入料を支払う。サービス購入料の種類については、下記3を参照のこと。

### 3 選定事業者の収入

市が選定事業者に対して支払うサービス購入料は、次の2種類である。

種 類	内 容
サービス購入料①	環境影響評価業務、施設整備業務等に係る対価
サービス購入料②	維持管理業務、運営業務等に係る対価

また、選定事業者は、溶融固化物、金属類等の有効利用並びに本施設で利用する以外の余剰電気エネルギー等の販売等による収入を自己の収入とすることができる。

### 4 市が直接実施する場合と PFI 事業で実施する場合との評価

#### (1) 評価の方法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する事業の実施に関する基本方針及び堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業実施方針に基づき、事業期間全体にわたるコスト算出による市の財政負担額の定量的評価及び PFI 事業で実施することによるサービス水準に関する定性的評価を行い、総合的な評価を行うこととする。

#### (2) 公的財政負担の定量的評価

##### ① 前提条件

本事業を市が直接実施する場合と PFI 事業として実施する場合とのそれぞれの事業期間全体を通じた市の財政負担額を比較するに当たり、次のように前提条件を設定した。

なお、これら前提条件は、市が独自に設定したものであり、応募者（本事業に応募する民間企業等）の提案内容を制限するものではなく、また一致するものでもない。

	直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響評価費及び施設整備費</li> <li>・ 維持管理費及び運営費</li> <li>・ 起債の支払利息</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス購入料①(環境影響評価業務及び施設整備業務等対価)</li> <li>・ サービス購入料②(維持管理業務及び運営業務等対価)</li> <li>・ 起債の支払利息</li> <li>・ アドバイザー費用</li> <li>・ モニタリング費用</li> </ul>
収入の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売電収入</li> <li>・ 溶融固化物等の販売収入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売電収入</li> <li>・ 溶融固化物等の販売収入</li> </ul>
設計、建設、維持管理運営に関する費用	既存施設における実績等に基づき設定	事前に実施した市場調査に基づき一定のコスト縮減率を設定
市による資金調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起債</li> <li>・ 一般財源</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起債</li> <li>・ 一般財源</li> </ul>
選定事業者による資金調達	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本金</li> <li>・ 金融機関借入</li> </ul>
共通条件	割引率：4%、物価上昇率：0%	

## ② 算定方法

上記の前提条件をもとに、市が直接実施する場合の市の財政負担額と PFI 事業として実施する場合の市の財政負担額とを事業期間中にわたり年度別に算出し、それらを割引率により現在価値に換算した。

## ③ 評価結果

算定結果により、市の財政負担額を比較したところ、本事業を市が自ら実施する場合に比べて、PFI 事業として実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が約 15% 縮減することが見込まれる。

なお、本事業の実施にかかるリスクについては、厳密な定量化が困難なため、定量的評価では考慮しないこととした。

## (3) PFI 事業で実施することによる定性的評価

本事業を PFI 事業として実施した場合、上記のような定量的効果に加え、公共サー

ビス水準に関し、以下のような定性的な効果が期待できる。

① 溶融固化物等の有効活用の促進及び市の最終処分量の削減

選定事業者のノウハウや創意工夫を活かすことにより、本施設の運営により発生する溶融固化物及び副生成物の発生が抑制されるとともに、溶融固化物等の有効活用等が促進され、市の最終処分量の削減に貢献することが期待できる。

② 余剰エネルギーの活用

本施設の運営により得られる電気エネルギー等の余剰分の取り扱いを選定事業者の裁量に委ねることなどにより、資源の循環的利用が促進されることが期待できる。

③ 事業リスクの適切な管理

市と選定事業者との間で適切なリスク分担・管理を実現することにより、事業に伴うリスクの発生が抑制されるとともに、リスクが顕在化した際に迅速かつ適切に対処することができる。その結果、事業運営上の安全性や効率性が向上することが期待できる。

(4) 総合評価

本事業を PFI 事業として実施することにより、選定事業者のノウハウや創意工夫を活用することが可能となり、市の財政負担額は、市が自ら実施した場合に比べ、現在想定される条件のもとでは、事業全体を通して約 15% の削減が見込まれる。

また、定性面においても、市と選定事業者の適正なリスク分担によるリスク発生の抑制や選定事業者のノウハウ等の活用による公共サービス水準の向上を期待することができる。

上記の評価を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施することが適切であると認められるため、ここに PFI 法第 6 条に基づく特定事業として選定する。